

海外制度関連規定

※在外公館等において仮和訳したもの

1. 退位の関連規定

オランダ王国

○憲法（1814年制定）

第27条 退位の場合には、前条に定められた規定に従った王位継承に繋がる。退位後に生まれた子及びその子孫は、王位継承から除外される。

第28条 国王は、法律による承認を得ないで婚姻をした場合、退位したものとみなす。

クウェート国

○クウェートの首長位継承に関する1964年法律第4号（1964年制定）

第3条 責任ある実行者に備わる必要のある条件の一つを欠く場合、若しくは、権能遂行に対する健康上の能力を欠く場合、首相は、この確定後、特別秘密会議での検討のため国会に事案を提示しなければならない。この条件若しくは能力の欠如が国会に対して決定的に確定した場合、構成する議員の3分の2の多数を以て一時的な皇太子への首長権能遂行の移行若しくはこれへの最終的な国家元首位の移行を決定する。（抜粋）

ヨルダン・ハシェミット王国

○憲法（1952年制定）

第28条（m） 国王が精神病を患い権限行使が能わなくなった場合は、閣僚会議はその状況を確認次第、ただちに国民議会を招集する。右精神病が明らかに確認された場合、国民議会は、決議によって国王を退位させ、憲法内容に基づいて王位の継承を行う。下院が解散中ないし会期が終了してしまっており、新しい議員がまだ選出されていない場合は、前下院を招集する。

英国

○エドワード8世国王陛下の退位宣言への効力付与等のための法律（英国） （1936年12月11日法律第3号）（抄）

（制定文）

本年（注：1936年）12月10日に発せられた国王勅語をもって現国王陛下（注：エドワード8世）は王位を放棄する不退転の決断をされた旨謹んで宣言し、この法律の附則に付した退位宣言書を作成され、それに効力が直ちに付されるよう要望された。（中略）それゆえ、この上なく優れる国王陛下により、また、召集された現議会における聖職及び世俗の貴族並びに庶民の助言と承認により、さらにこれらの者の権限によって、以下のように法律を制定する。

第1条 国王陛下の退位宣言の効力

- （1）1936年12月10日に現国王陛下（注：エドワード8世）により作成され、この法律の附則にも付した退位宣言書は、この法律に国王が裁可した後直ちにその効力を発する。これにより国王陛下は国王の職を解かれ、王位を失い、王位継承第一位の王族の一員により王位及びこれに付随する全ての権利、特権、権威が引き継がれる。
- （2）国王陛下、もしあれば同陛下の子及び同陛下の子の子孫は、同陛下の退位後は、王位継承に関していかなる権利も資格も利害も有せず、それゆえ1700年王位継承法第1条の規定はそのように解釈される。
- （3）1772年王室婚姻法の規定（注：婚姻に国王の許可が必要等の定め）は、国王陛下の退位後は、同陛下、もしあれば同陛下の子及び同陛下の子の子孫には適用されない。

第2条 短い法律名

この法律は、1936年国王陛下退位宣言法として引用することができる。

附則

私こと、グレートブリテン、アイルランド及び英国海外領土の王であり、インド皇帝であるエドワード8世は、私及び私の子孫のために王位を放棄する私の不退転の決断と、この退位宣言書に直ちに効力が付されることを望む私の気持ちをここに表明する。

その証として、次に署名のある者の立会いの下、1936年12月10日、ここに名を記す。

国王・皇帝(Rex Imperator) エドワード

アルバート

ヘンリー

ジョージ

の立会いの下、フォート・ベルヴェデーレにて署名

スペイン王国

○憲法（1978年制定）

第57条第5項 退位及び王位放棄、並びに王位継承順序につき生じる事実上または法的な疑義は、組織法によりこれを解決するものとする。

○ブルボン家ファン・カルロス一世国王陛下の退位につき定める組織法 （組織法3/2014）

ファン・カルロス一世

スペイン国王

この組織法を読み、理解するすべての者は、

国会の承認を終えた上、私が以下の組織法を裁可することにつき承知されたい。

前文

2014年6月2日、ファン・カルロス一世国王陛下は首相に対し、首相の前で署名された文書を通じ、自発的意思に基づき退位する考えを伝えた。その内容は以下のとおり。

「既に40年近く前になる私の王位宣誓において、国民が自らの将来を築き上げる主役となり、また我々の国家が現代的かつ欧州において完全に統合された民主主義国家になることを切望し、スペインの国益のために仕えることを堅く約束しました。

スペイン国民が自らの代表者を法に基づき選ぶことを可能にした魅力的な国家的取組を主導し、我々が必要としていた偉大かつ前向きな変化をスペインにもたらすことを約束しました。

今日、振り返ってみると、スペイン国民に対する誇りと感謝の気持ちにたえません。

この年月の中、様々なことがあった中で、我々が成し遂げた多くの成果について、誇り高く思います。

私の若年時に、そして情勢が非常に不安定かつ困難な中始まった私の統治期間でしたが、国民の支援により、長きに亘る平和、自由、安定、そして進歩が成し遂げられました。国民の協力に対し、感謝の念が募ります。

スペイン王位という歴史的遺産を私に相続した私の父であるバルセロナ伯の政治的熱意に忠実に、私はすべての国民の王でありたいと願ってきました。国民と願いを共にし、責任意識を持ち、国民の成功を喜び、国民が痛みや不満に悩まされているときは私もその苦しみを感じてきました。

我々が経験した長く深刻な経済危機は、社会基盤に大きな傷跡を残してきましたが、大きな期待で満ちた将来の道筋が見えてきたところでもあります。

過去数年の困難な時期により、我々は、社会としての我々の誤りや限界につき自己批判的に分析することが可能になりました。

また、対照的に、我々が過去にできたこと及び現在できること、また我々が偉大な国家を過去に形成し、現在も形成しているという、誇り高き認識を我々の中に再び呼び覚ましました。

これらすべては、革新する、克服する、そして誤りを正し、強い意志をもって良い未来を切り拓くという、我々の中にある推進力を呼び覚ましました。

このような未来を創造していく中で、新たな世代は、我々の歴史上重要な転換点において私の世代が果たした主導的役割と同じ役割を担うことを、正当な主張の下で求めています。

今日、新たな熱意とともに、現在必要とされる変化や改革を実行し、将来の課題に新たな努力、決意をもって立ち向かおうとする意思の堅い、より若い世代が最前線を担うことは適切なことです。

過去にも、現在にも、未来にも、私の唯一の望みは常に、全ての国民が自由に繁栄、進歩を成し

遂げることに貢献することです。

私の人生の全てを注ぎ、また私の能力、喜び、そして努力のすべてを捧げた、スペインにとっての最善を願っています。

我が息子、皇太子フェリペは、王室を特徴付ける要素である安定性を体現しています。

本年1月に76歳の誕生日を迎えた際に、その安定性を維持するのにこれ以上なく適切な状況にある人に引き継ぐ準備を、これから数ヶ月の間で行うときが来たと考えました。

皇太子は、人間として成熟しており、準備もできており、責任感もあります。これらは、国家元首の役割を完全に担うため、そして得られた経験と若い世代の勢いを組み合わせ、期待に満ちた新たな時代を切り拓くために必要な素質です。このために、レティシア皇太子妃からの助けを常に受けることができると確信しています。

その結果、国民に最も良い形で奉仕するという信念に導かれ、また体調も回復し王室行事に再び戻ることもできるようになったこともあり、私の統治期間に終止符を打ち、王位を退くことを決断しました。私の王位・王権については、憲法の規定に基づき王位継承に係る判断を行う、政府及び国会に託しました。

全てのスペイン国民に、私の統治期間の中で国家権力及び国家機関を体現した全ての人に、私が自らの役目を果たすために賜った寛大かつ忠実な多大な支援に、感謝の意を表したいと思います。

常に私に協力してくれて、寛大な助けを頂いた王妃に対しても、感謝の意を表します。

私の心の最も深いところに、これからもスペインはあり続けます。」

国王陛下は、この内容を下院上院両議長に通知し、首相はこの文書を閣議に送付した。

スペイン憲法第57条第5項は、「退位及び王位放棄、並びに王位継承順序につき生じる事実上または法的な疑義は、組織法によりこれを解決するものとする」と規定している。この規定は、各事案に応じた特別法を通じた場合も含め、継承や退位の承認に係る問題を解決する権限を立法府へ付与した1845年憲法、1869年憲法、1876年憲法、及び違いはあるが他の前例にあるように、スペインの立憲主義の歴史上の先例に従っている。現行憲法はこの最後の点に言及はないが、王位の権限に係る問題は組織法で解決されるという前述の先例及び第57条の趣旨は、国王陛下によりなされた決断を実施するための規定を定める最も適した法的な手段となる。

結果として、この組織法の発効により、退位は実行され、憲法で定める順序に従い、自動的にスペイン王位の継承が行われる。

第1条 ブルボン家ファン・カルロス一世国王陛下の退位

第1項 ブルボン家ファン・カルロス一世国王陛下は王位を退位する。

第2項 退位はこの組織法が発効した時点から効力を有する。

最終規定 組織法の発効

この組織法は、官報により公示した時点で発効する。

したがって、

全ての国民、個人、当局に対し、この組織法を保存し、保存されるようにすることを求める。

マドリード 2014年6月18日

ファン・カルロス 国王

(署名)

首相

マリアノ・ラホイ・ブレイ

(署名)

カタール国

○カタール恒久基本法（憲法に相当）（2004年制定）

第15条 首長の崩御、もしくは首長としての機能を果たすことが完全に不可能になった場合、首長評議会（Council of Ruling Family）が首長の座位が空席になったことを決定する。その後、閣僚評議会と諮問評議会が秘密合同会議を開催し、首長の空位を宣言するとともに、皇太子が首長となることを宣言する。

ブータン王国

○憲法（2008年制定）

第2条6項 国王は65歳に達したら退位する。

20項 国王は意図的な憲法違反を犯した場合、恒久的な精神障害、議会（両院合同会議）において国王に対する退位動議が採択され、国民投票で承認された場合は退位しなければならない。

スウェーデン王国

○統治法（憲法に相当）（1974年制定）

第5章第6条 国家元首である国王又は女王が連続して6か月の間、その任務を遂行しなかった場合又は遂行できなかった場合には、政府は、議会に報告しなければならない。議会は、国王又は女王が退位したものとみなすべきか否かを議決する。

デンマーク王国

○王位継承法（1953年制定）

第6条 同法第2～5条（注；国王が死去した場合の王位継承順に係る規定）は、国王もしくは女王が退位した場合にも適用される。

ノルウェー王国

○憲法（1814年制定）

第11条 国会の同意なしに、一度に6か月以上国外滞在した場合は王位を喪失する。

2. 代理の関連規定

英国

○摂政諸法(1937年摂政法、1943年摂政法及び1953年摂政法)

1937年摂政法第1条(1)

国王が王位継承時に18歳未満である場合には、18歳に達するまでの間、摂政が国王の公務を国王の名で代行するものとする。

1937年摂政法第2条(1)

国王の妃又は夫君、大法官、下院議長、イングランド首席裁判官及び記録長官のうち3名以上の者が国王の精神的又は身体的な故障のために当分の間国王は公務を行うことができないと医師の証明書等の根拠をもって判断し、又は明らかな理由から国王は公務を遂行できないと根拠をもって判断し、その旨を文書で宣言するときは、国王の健康状態が回復してその公務復帰を担保できること又は国王の公務遂行が可能になったことが文書で宣言されるまでの間、摂政が国王の公務を国王の名で代行するものとする。

1937年摂政法第6条(1)

国王は、この法律の第2条に定める精神的又は身体的な故障には至らない疾病に罹患し、又は意図的か否かにかかわらず連合王国を不在にする場合には、公務の処理に遅滞又は困難が生じることを避けるため、その罹患又は不在中について、国璽を押印した開封勅許状をもって、指定する公務を国務顧問に委任することができる。また、同様の方法により、当該委任を撤回し、又は変更することができる。ただし、貴族に対する地位、称号又は爵位を授与する権限は委任することができない。

オランダ王国

○憲法(1814年制定)

第37条

1. 国王の権限は、次の各号に掲げる場合には、摂政により行使される。
 - a. 国王が18歳に達しない間
 - b. 王位がいまだ生まれていない子に継承された場合
 - c. 国王が国王の権限を行使することができる状態にない旨宣言された場合
 - d. 国王が国王の権限の行使を一時的に中止した場合
 - e. 国王の死去又は退位の後に継承者がいない間

カタール国

○カタール恒久基本法（憲法に相当）（2004年制定）

第11条 首長の国外滞在中、もしくは暫定的にやむを得ない事由が生じた場合、皇太子が首長の代わりにその権限を引き受ける。

クウェート国

○憲法（1962年制定）

第61条 首長は、自らが国外にあり、皇太子によるその代行が困難な場合、その不在の期間その権能を遂行する代理を任命する。

スウェーデン王国

○統治法（憲法に相当）（1974年制定）

第5章第4条 国家元首である国王又は女王がその職務を遂行するのに障害がある場合には、障害のない王室の構成員が有効な王位継承順位に従い、臨時の摂政として国家元首の任務を遂行するためにその任に就く。

第5章第5条 王室が断絶した場合には、議会は、当面の間国家元首の任務を遂行しなければならない摂政を選挙する。議会は、同時に副摂政を選挙する。

国家元首である国王又は女王が死亡した場合又は退位した場合で、王位継承者がまだ18歳に達していないときも同様とする。

第5章第7条 4条又は第5条の規定に従えば、いかなる者も権限をもって職務を遂行することができない場合には、議会は、政府による指名の後、ある者を臨時の摂政として職務を遂行するよう、選挙することができる。

権限を有する他のいかなる者も職務を遂行することができない場合は、議長又は議長に障害があるときは副議長が、政府による指名の後、臨時の摂政として職務を遂行する。

スペイン王国

○憲法（1978年制定）

第59条

1. 国王が未成年の場合には、国王の父又は母が、両親がいない場合には、憲法に定められた順序に従い、王位を継承するに最も親近の成年の親族が、直ちに摂政権を行使し、国王が未成年の間、摂政を行うものとする。
2. 国王がその権能を行使することが不能となり、かつそれが国会により承認されたときは、王位

継承者たる皇太子は、成年している場合には、直ちに摂政権を行使するものとする。皇太子が未成年の場合には、成年に達するまでは、前項の定めに従うものとする。

デンマーク王国

○国王の未成年、病気及び不在時の行政に関する法律（1871年制定）

第1条 在任中の国王が病気又は不在により行政を行うことができない場合、王位継承者が成人しており、不在でなく、また病気により行政執行できない状態になれば、国王は行政権を同人に委譲し、さもなければ摂政を設置する。

第2条 国王の死去に際して、王位継承者が未成年あるいはその他の理由により直ちに行政を開始できない恐れがある場合、国王は、摂政(Rigsforstander)による行政執行の決定を議会の同意を得て決定する。

ノルウェー王国

○憲法（1814年制定）

第13条 国王は、王国内の旅行中、王国の統括を閣議に委任することができる。閣議は、国王の名においてかつ国王のために、統治を行う。閣議は、この憲法の規定及び国王の指示するところと整合的な特別の指令を遵守するものとする。

第40条 国会が会合して、国王未成年中の統治についての規定を設けるまでは、閣議は、憲法に従って、王国の統轄を行う。

第41条 戦場で指揮を執る以外の理由で国王が王国に不在、あるいは病気により行政に参加できない場合、王位継承順第一位の者が、成年に達している限りにおいて、王権の代行者として行政を行う。これに当たらない場合は、閣議によって王国の運営を行う。

第48条 王室の系統が絶えて、王位継承者が選挙されないときは、新たな女王又は国王は、国会でこれを選定する。その間、行政権は、第40条に従ってこれを行う。

ブータン王国

○憲法（2008年制定）

第2条7項 本条9項の規定に従い、次に掲げる場合、摂政評議会が設置される。

- (a) 王位継承者が21歳に達していない時、
- (b) 国王が勅令により国王大権の行使を一時的に放棄する時、
- (c) 上下両院合同会議において議員総数の4分の3を下回らない数の議員により、国王が一時的な身体または精神的疾患により国王大権の行使ができないと決議された時。

9項 本条7項(b)または(c)の場合において、王位継承者なるべき国王の子孫が21歳に達している時には、摂政評議会に代わりその者が当然に摂政となる。

ベルギー王国

○憲法（1831年制定）

第92条 国王が死去した際に後継者が未成年である場合、両院は、摂政及び後見を指名するために合同の会議を開催する。

第93条 国王が統治することが不可能な状況になった場合、右を確認した上で、大臣は直ちに両院を招集する。両院合同会議によって摂政及び後見が決められる。

第95条 王位不在の場合、両院は合同会議において暫定の摂政を決定する。その後、2カ月以内に再び開催される両院合同会議において正式な摂政を決定する。

ヨルダン・ハシェミット王国

○憲法（1952年制定）

第28条

(g) 国王は太陰暦で18歳を終えた時に法的権限を獲得する。もし王位がこの年齢以下の人物に委譲された時には、国王の権力は摂政あるいは摂政会議によって行使される。摂政会議は統治している国王によって既に指名されているものとする。国王が、継承者を指名せずに崩御した場合、内閣が国王代理或いは国王代理評議会を任命する。

(i) 国王が国外に出る場合、国王は出発前に国王令により、不在中に国王の権限を行使する国王代理或いは国王代理評議会を任命する。

国王代理、国王代理評議会は国王令に記載されている条件を遵守する。国王の不在が4ヶ月以上継続し、且つ国会の会期中でない場合は、同事項を検討すべく直ちに国会が招集される。